

# GRACE News Letter

Legal professional corporation

2018.05 vol.

53

## CONTENTS

- 企業法務コラム 職員の採用と労働法
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ(企業法務部)/メディア掲載のお知らせ
- 法律Q&A 「成年被後見人や未成年者であっても遺言できるのですか?」

弁護士 森田 博貴  
弁護士 碓井 晶子

## TOPICS ★ 企業法務コラム

### 職員の採用と労働法

弁護士  
森田 博貴



企業の多くは、職員を雇い入れ、組織として事業活動を行っております。今月は、こうした職員の採用に関する労働法の考え方をお伝えいたします。

#### 1 採用の自由

まず、採用に関する労働法上の大原則として、使用者には、採用の自由（契約締結の自由）が認められています。この「採用の自由」の具体的な内容として、下記4つの自由が認められます。

- ①雇い入れ人数決定の自由
- ②募集方法の自由
- ③選択の自由（いかなる者をどのような基準で採用するかという自由）
- ④調査の自由

#### 2 採用の自由の限界

もっとも、これらの自由も無制限に認められるわけではなく、労働者（被用者）の人権との兼ね合いにより一定の制約を受けます。

たとえば、調査の自由についていえば、企業が質問や調査を為し得るのは応募者の職業上の能力・技能や従業員としての適格性に関連した事項に限られ、職務と全く無関係な事柄を質問したり調べたりすることまでは、認められておりません。

また、選択の自由との関係では、思想・信条を理由とする採用拒否の当否については過去に激しく争わ

れ、最高裁判所でも審理されたことがあります。この際に、最高裁は、「企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とはすることはできない」として、思想信条を理由とする採用拒絶を肯定しており、参考となります。

#### 3 内定取消しの適法性

企業には、新卒採用のプロセスとして、採用内定を出すことがあります。

この「内定」とは、「始期付解約留保権付の試用労働契約（見習社員契約）」であるとされております。すなわち、内定によって発生する契約関係とは、正式な雇用契約ではなく、将来の一定時期に正式に雇用契約に入るという「始期」が定められ、その間に一定の事由があれば使用者側は内定者との契約関係を「解約」する権利を留保されている、といった制限付きの一時的な雇用契約関係にすぎない、ということです。

このように、解約権が使用者側に留保されている「採用内定」ですが、使用者の側も無制限に同解約権行使できるわけではなく、これを解約する際（内定取消しを行う際）は、客観的に見ても相当な事情があることが求められます。その意味で、内定取消しに関する使用者の解約権も、労働法による労働者保護の趣旨に照らし、一定の制約に服さざるを得ないこととなります。

\企業法務部からのお知らせ/

## セミナー開催のお知らせ

6月に鹿児島・熊本・宮崎にて計6回、企業法務部主催の労務セミナーを開催いたします。是非お知り合いの方もお誘い合わせの上、奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

## 従業員を雇う全ての方必見のセミナーです!! 無期転換と雇止めの問題を斬る!!

延べ1000人以上の経営者に教えてきた  
人気弁護士 大武が!!



次のような方は ✓ 雇用契約書作成段階で無期転換制度を意識していない  
是非ご参加ください! ✓ 有期雇用の更新手続が形骸化している

セミナー参加特典あり!!

鹿児島市内

6月5日(火) 9:30-11:30

6月6日(水) 14:00-16:00

かごしま県民交流センター

熊本県八代市

6月12日(火) 14:00-16:00

6月13日(水) 9:30-11:30

やつしろハーモニーホール

宮崎県都城市

6月20日(水) 14:00-16:00

6月21日(木) 9:30-11:30

都城商工会議所

お申込み・お問合せ TEL / 099-822-0764 (大里・久保山) WEB / 右上のQRコードよりご覧ください



## メディア掲載のお知らせ

「Attorney's MAGAZINE」より取材を受け、  
2018年5月号の「事務所探訪」に掲載されました。



日本のリーガルサービスを牽引する著名な弁護士や事務所を紹介している、法曹関連の情報誌「Attorney's MAGAZINE」の「事務所探訪」コーナーに、当事務所を2ページに渡り紹介いただきました。同封しております冊子の16~17ページ、またはQRコードから是非ご覧ください。

## 法律Q&amp;A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.11

**Q 成年被後見人や未成年者であっても遺言をすることができるのですか。**

**A 成年被後見人であっても、遺言の時に意思能力を有していれば遺言をすることはできます(民法962条)。  
また、未成年者であっても15歳に達した者であれば遺言をすることができます(民法961条)。**

回答した弁護士



家事専門部

弁護士  
碓井 晶子

上規定はありませんが、遺言は本人がその最終の意思を表明するものですから、代理遺言はできないものと解されているので注意が必要です。

また、未成年者については満15歳になれば遺言能力があるとされていますので、そのような者が遺言するには法定代理人の同意を得る必要があります(民法962条、5条1項本文)。したがって、満15歳以上の未成年者の作成した遺言は、法定代理人の同意を得なくても取消し得ないことになります(民法962条、5条2項)。

民法では、成年被後見人・被保佐人・被補助人・未成年者の行為能力の制限に関する5条、9条、13条及び17条の規定は、遺言については適用しないとしていますので(民法962条)、これらの者も単独で遺言をすることができます。すなわち、遺言者が成年被後見人であっても、遺言の時に意思能力を有していればその遺言は取り消されることなく有効となります。そして、遺言者は、遺言時に遺言能力を有していれば足りますので、その後意思能力が失われたとしても遺言の効力には影響が及ぼません。

他方で、成年被後見人の法定代理人が成年被後見人に代わって遺言をなし得るか否かについては、民法

「法律Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。✉ info2@grace-law.jpまでご連絡ください。



弁護士法人グレイス  
E-mail: info2@grace-law.jp  
<https://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉  
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階  
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉  
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階  
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!  
新規予約専用ダイヤル

📞 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00  
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

News Letter

vol. 53  
2018.05